

別添

令和7年度防災行政無線用エアコン点検業務仕様書

- 1 業務名 令和7年度防災行政無線用エアコン点検業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所 鳥取市東町一丁目 271 番地ほか
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年7月25日まで
- 4 業務内容等
  - (1) 対象機器  
設置場所及び対象機器は、別表1及び別表2のとおりとする。
  - (2) 点検整備項目  
別表3に示す点検整備項目を実施する。
  - (3) 故障への対応  
点検時において、対象機器に故障が発生している場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに発注者と協議を行い、故障への対応方法については発注者の指示に従うこと。  
なお、軽微な故障の場合は、発注者との協議の後、受注者の負担により修理又は応急修理を行うこと。
  - (4) 作業責任者  
受注者は、本業務に係る作業責任者を選任し、作業計画書に記載すること。
  - (5) 作業計画書  
受注者は、本業務を開始するまでに作業計画書を発注者へ提出し、承諾を得た後、本業務を開始すること。
  - (6) 作業報告書及び作業写真  
受注者は、本業務完了後、作業報告書及び作業写真（以下「作業報告書等」という。）を各1部、発注者へ提出すること。  
なお、提出する写真については、各測定器の指示値及び清掃・塗装前後の状況等を撮影するほか、対象機器に異常等が認められた場合には、該当箇所の写真を適宜追加するなど本業務に係る作業内容が把握できるように整理すること。  
また、(3)により修理等を行った場合は、作業報告書に所見を記載するほか、修理方法等に関する資料、その他発注者の指示する資料を添付すること。
- 5 権利義務の譲渡等の禁止  
受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 6 秘密の保持
  - (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
  - (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
  - (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
  - (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

## 8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 9 完了報告及び検査

受注者は、履行期間内に作業報告書等とともに業務完了通知書を発注者に提出しなければならない。

発注者は、当該書類を受理した日から5日以内に本業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査は、作業報告書等の適正な記載の確認及び対象機器の良好な作動状況の確認をもって合格とする。

## 10 委託料の支払

- (1) 受注者は、9の完了報告が合格と認められ、文書又は口頭による通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出すること。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

## 11 諸法規の遵守

本業務においては適用される全ての諸法規を遵守すること。

## 12 補修について

本業務に係る作業に伴い既成部分を汚損又は損傷した場合は、受注者の負担にて既成に習い補修すること。

## 13 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

## 14 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別表1 本業務の場所（別図を参照）

	設 置 場 所	所 在 地
1	鳥取県庁第二庁舎 ・ 防災機器室 1 ・ 防災機器室 3 ・ 災害対策本部室 ・ 防災待機室 ・ 危機管理局長室 ・ 緊急事態対処センター ・ 衛星シェルター ・ 宿直室	鳥取市東町一丁目 271
2	空山無線中継所	鳥取市久末 594
3	八頭庁舎無線中継所	八頭郡八頭町郡家 100
4	霊石山無線中継所	鳥取市河原町片山 901
5	鉢伏山無線中継所	東伯郡湯梨浜町大字川上 302-2
6	第二鉢伏山無線中継所	東伯郡湯梨浜町大字川上 301-6
7	西部総合事務所 ・ 無線局舎 ・ 衛星シェルター	米子市糺町一丁目 160
8	日野振興センター	日野郡日野町根雨 140-1
9	孝霊山無線中継所	西伯郡大山町長田 1052-63
10	古峠山無線中継所	日野郡江府町大字下安井 924-5
11	城山無線中継所	日野郡江府町大字御机 873

別表2 対象機器一覧（別図2から5までを参照）

設置場所	機器番号	メーカー	型番	台数		備考	
				室内機	室外機		
鳥取県庁 第二庁舎	防炎機器室1	ACP1	ダイキン	RZRP160B	—	1	天吊露出形
		ACP1-1		FUP80DB	2	—	
	防炎機器室1	ACP2	ダイキン	RQYP400FCE	—	1	床置隠ぺい形
		ACP2-1		FXYLMP36NB	3	—	
		ACP2-2		FXYLP36NB	2	—	
		ACP2-3		FXYHP36NB	1	—	
		ACP2-4		FXYHP90NB	1	—	
	防炎機器室3	ACP2-5		FXYFP56NB	1	—	天井埋込ダクト形
	災害対策本部室 防炎待機室	ACP4	ダイキン	RQYP224FCE	—	1	天井埋込カセット形
		ACP4-1		FXYFP45NB	4	—	
		ACP9	ダイキン	RQYP160DDE	—	1	
		ACP9-1		FXYFP45NB	2	—	
		ACP9-2		FXYCP45EB	1	—	
	危機管理部長室	ACP5	ダイキン	RZYP140CAE	—	1	天井露出形
		ACP5-1		FHP140BA	1	—	
	緊急事態対処センター	ACP7	三菱	PUHY-P280DMG2-BS	—	1	天井埋込カセット形
		ACP7-1		PLFY-P90BMG2	2	—	
		ACP7-2		PLFY-P112BMG2	1	—	
	衛星シェルター	ACP6-1	日立	RAS-NP112HVR	—	1	壁掛形
			日立	RPK-NP112K	1	—	
ACP6-2		三菱	PK-RP112KA16	—	1		
		三菱	PUZ-ERMP112LA10	1	—		
宿直室	ACP10	日立	RAS-GP80RSH2	—	1	天吊露出形	
	ACP10-1	日立	RPC-GP80K3	1	—		

設置場所		機器番号	メーカー	型番	台数		備考
					室内機	室外機	
八頭庁舎無線中継所			三菱	PKZ-ERMP40SL4	1	1	壁掛形
			三菱	PKZ-ERMP40SL4	1	1	壁掛形
空山無線中継所			三菱	PKZ-ERMP40SL4	1	1	壁掛形
			三菱	PKZ-ERMP40SL4	1	1	壁掛形
霊石山無線中継所			三菱	PKZ-ERMP40SL4	1	1	壁掛形
			三菱	PKZ-ERMP40SL4	1	1	壁掛形
鉢伏山無線中継所			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
第二鉢伏山無線中継所			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
考霊山無線中継所			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
古峠山無線中継所			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
			日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
西部総合事務所	無線局舎		日立	RPK-AP50HVMJ4	1	1	壁掛形
	衛星シェルター		日立	RPK-AP40HVMJ4	1	1	壁掛形
日野振興センター			ダイキン	RZRP112BY	—	1	
				FAP112BFE	1	—	壁掛形
城山無線中継所			三菱	PUZ-ZRMP50KA2	1	1	壁掛形
			三菱	PUZ-ZRMP50KA2	1	1	壁掛形
城山無線中継所			日立	RPK-AP80HVMJ2	1	1	壁掛形

別表3 点検整備項目

	項目	対象箇所等
1	電圧測定	主電源
2	電流測定	圧縮機電流、送風機電流
3	温度測定	圧縮機：吸入管、吐出管 凝縮器：入口空気、出口空気 蒸発器：入口空気、出口空気 外気
4	絶縁抵抗測定	圧縮機、送風機、操作回路
5	圧力測定	凝縮圧、蒸発圧
6	冷媒漏れ点検	冷媒管系統
7	清掃	エアフィルター、室内機パネル、その他汚れの著しい部分 (凝縮器の薬剤による洗浄は含まないが、軽微な清掃は含む。)
8	目視点検	電気回路：各端子の緩み及び変色、電磁開閉器の接点損傷 送風機：ベアリングのグリス切れ ドレン：排水管の水漏れ等 本体：腐食、変形、破損等 架台：腐食、防振材等の劣化、固定ボルトの緩み
9	ガス補充調整	5及び6でガスが不足している場合はフロン排出規制を遵守し、適切に対応すること。その費用については別途協議する。
10	警報動作試験	(日野振興センターのみ) 室内機ドレン水漏れ警報確認
11	その他	運転音、振動、自動制御運転の状態などを総合的に確認 架台の発錆部ケレン(3種B)、ローバル等塗装のこと。 草刈等で接地線が容易に切断されないよう保護すること。

注) 点検整備項目のうち、対象機器の構造上、点検不要又は著しく点検困難である項目については対象外とする。ただし、必ず発注者と協議を行うこと。